

事務事業調整報告書

協議項目	23-11 建設関係事務事業の取扱い	建設部会
協議細目	除雪対策、残土処分、道路整備	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 除雪対策事業 > 道路や歩道の除雪及び凍結防止剤の散布や消雪装置の維持管理など降雪時の交通路確保のため引き続き必要と思われます。ただし、委託形態や出動・指令態勢に差異があるため合併後速やかに調整する必要があります。</p> <p>温泉町の共同除雪用機械等導入事業は、地理的・自然条件が異なる地域に対応するため、又地域による除雪活動を推進するため継続することが適当と思われます。</p> <p>< 残土処分事業 > 残土処分場は、浜坂町では現在建設中ですが、温泉町では既に供用しております。公共事業等とも関連し、又常時利用の施設であるため引き続き必要があると思われます。 使用料については、それぞれの施設の建設及び維持管理にかかる費用等により算出しているため現行のまま引き続きことが適当と思われます。</p> <p>< 道路整備事業 > 2町では、町道の定義、道路改良にかかる負担率、災害復旧の規定に差異があるため合併までに調整する必要があります。</p> <p>町道の新設改良舗装工事及び復旧工事にかかる分担金は、浜坂町では徴収しておらず、温泉町では道路区分に応じて徴収していますが、適正な道路計画の面から徴収しないことが適当と思われます。</p> <p>温泉町の狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業については、生活道路の整備の面から引き続きことが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>< 除雪対策事業 > 除雪路線及び除雪機械は、現行のまま引き継ぎ、除雪形態等については、合併後速やかに調整する。 共同除雪用機械等導入事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p> <p>< 残土処分事業 > 残土処分事業は、現行のまま引き継ぐ。</p> <p>< 道路整備事業 > 道路整備にかかる分担金は廃止する。 狭小道路整備事業及び町道簡易舗装材料支給事業は、温泉町の例により引き継ぐ。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-11 建設関係事務事業の取扱い	建設部会
協議細目	除雪対策、残土処分、道路整備	
3-1. 事務事業現況比較表（除雪対策事業） (H15年度実績)		
項目	浜坂町	温泉町
路線	<ul style="list-style-type: none"> ・道路除雪 181路線(60.7km) ・歩道除雪 16路線(17.9km) ・凍結防止剤散布 2路線 ・消雪装置維持管理業務 21路線(6.8km) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路除雪 71路線(78.8km) ・歩道除雪 4路線(6.1km) ・凍結防止剤散布 8路線 ・消雪装置維持管理業務 14路線(6.7km)
体制	道路 町有1台 委託37台 計38台 歩道 町有1台 貸与3台	道路 直営3台 委託21台 計24台 歩道 町有1台 貸与7台(国道4 県道3)
助成		共同除雪用機械等導入事業 ・集落内道路の除雪のため使用するロータリー型除雪機械の購入費の100分の70以内 (最高限度額1,300千円) ・消雪用水中ポンプの購入費 (最高限度額40千円)
3-2. 事務事業現況比較表（残土処分事業）		
項目	浜坂町	温泉町
計画	公共建設残土処分場事業計画 (下夕山建設残土処分場) 平成15年度から平成29年度まで(予定)	残土処分場設置管理計画 (十字谷残土処分場) 平成8年度から平成38年度まで(予定)
能力	開発面積：5.0ha以内(予定) 施設容量：50万m ³ (予定)	開発面積：3.88ha(予定) 施設容量：45万m ³ (平成16年3月現在15万6千m ³ 受入)
受入	公共事業(予定)	公共事業、民間事業
使用料	(検討中)	2t車 1,720円/1台 4t車 3,440円/1台 10t車 8,600円/1台 10t以上は1tにつき 860円

事務事業調整報告書

協議項目	23-11 建設関係事務事業の取扱い	建設部会
協議細目	除雪対策、残土処分、道路整備	
3 - 3 . 事務事業現況比較表 (道路整備事業)		
項 目	浜坂町	温泉町
分担金	対象事業及び負担率	町道(含舗装橋梁)：負担なし 町道新設改良舗装工事 ・1級：負担なし ・2級：負担なし ・3級(幅員2m以上)集落内：負担なし ・3級(幅員2m以上)集落外新設改良舗装：30% ・3級(幅員2m未満)集落内新設改良：30% ・3級(幅員2m未満)集落内舗装：支給材料を控除したもの ・3級(幅員2m未満)集落外新設改良舗装：30% 町道復旧工事 ・1級：負担なし ・2級：負担なし ・3級(幅員2m以上)集落内：負担なし ・3級(幅員2m以上)集落外：30% ・3級(幅員2m未満)集落内：30% ・3級(幅員2m未満)集落外：30%
	特例	・1戸当たり25万円を限度 ・辺地、過疎等特殊事情ある場合は100分の90 ・公共土木施設災害復旧費国庫負担法に基づくものは徴収しない
	対象外事業	・道路勾配が100分の15を超えるもの ・事業費が50万円(待避所設置工事、局部改良工事等町長が認める工事は20万円未満)未満のもの ・町単独の道路等の災害復旧工事に係る1件の事業費が5万円未満のもの
助成	対象事業	狭小道路整備事業 町道以外の集落内道路のうち、各住宅又は共同墓地・神社仏閣・公民館等を連絡する里道等の生活道路で幅員2m未満を2m以上に改良する事業費の助成 町道簡易舗装材料支給事業 集落内の町道で幅員1.5m以上のもの(神社・仏閣・墳墓地及び公益的施設に通ずるもの含む)を簡易舗装する材料支給助成
	金額	査定事業費(用地代対象外)の70%又は1箇所当たり100万円のうち少ない方の額 予算の範囲内